

フランスへ進出している事業主の皆様へ

平成19年6月1日より 日仏社会保障協定が発効します。

すでに派遣されている方に

6月末までに、フランスの健康保険証  **をフランスの医療保険一次金庫に返還するよう、お伝えください!**

日仏社会保障協定が発効することにより、日本とフランスの社会保障制度の二重加入が解消されます。

一時的に日本からフランスへ派遣される方は、フランスの社会保障制度への加入が免除されることになりました。

フランスの社会保障制度への加入が免除されるためには、社会保険事務所において、「適用証明書」の交付を受ける必要があります。

「適用証明書」の申請に当たっては、派遣者が**労働災害に対する保険**に加入していることが必要です。

協定発効前からすでにフランスに派遣されている方がフランスの社会保障制度の加入が免除となるためには、フランスの健康保険証(Carte vitale)をフランスの医療保険一次金庫に返還する必要があります。

詳しくは、社会保険庁ホームページまたは社会保険事務所でご相談ください。

社会保険協定

検索

<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>

フランスの年金制度に加入したことがある方へ

**平成19年6月1日より
日本でフランスの年金請求ができるようになります。**

日仏社会保障協定が発効することで、

フランスの年金は、協定の発効前から受け取ることができましたが、既に受け取っている方についても、協定により、受け取る年金額が高くなる場合があります。

日本の年金の加入期間が足りないために、日本の年金が受け取れなかた人も、受け取れる場合があります。

【フランス年金の時効】！

- フランスの年金の申請が**1ヶ月遅れると、1ヶ月分の年金を受け取ることができなくなります。**
- フランスの年金は、60歳から受け取ることができます。
申請は6ヶ月前から可能ですので、遅れないようにお願いします。
(ただし、協定発効日より前に申請はできません。)

詳しくは、社会保険庁ホームページまたは社会保険事務所でご相談ください。

(フランスの年金制度については、フランスの全国被用者老齢保険金庫 (CNAN) に直接お問い合わせください。社会保険事務所では、この協定に基づいた日本の年金制度について取り扱っております。)

社会保障協定

検索

<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>